

大内兵衛
土屋喬雄 編

明治
前期
財政經濟史料集成

第八卷

族祿処分録 大蔵省国債局編

秩祿処分顛末略 大蔵省国債局編

秩祿処分参考書 大蔵省理財局編

原書房

(兩角製本)

昭和八年五月十日印刷
昭和八年五月十五日發行

明治前期財政經濟史料集成 第八卷

大 內 兵 衛
土 屋 喬 雄

山 本 三 生

東京市芝區新橋七丁目十二番地

印刷者 渡 邊 丑 之 助

東京市芝區愛宕町二丁目十四番地

發行所 東京市芝區新橋七丁目十二番地
改 造 社

振替口座東京八四〇二番
電話芝(43)自一一二四番
至一一二四番

大藏省（農商務省）
會計検査院）編纂
大内兵衛校
土屋喬雄

明治
前期
財政經濟史料集成
第八卷

本書の編輯に就いては、財団法人啓明
會の補助に負ふ所多大である。特に
記して謝意を表する。
編者

解題

維新政府の使命は、いふまでもなく、一方において封建的諸制度を打破すると共に、他方において資本主義的諸制度を輸入、移植し、且つ發展せしめることに在つた。今前者即ち封建的諸制度の打破の方面のみを見るに、それは廣汎にわたつてゐるが、身分制度の廢除はその根幹を成すものであつた。而してその身分制度の廢除もひとり武士なる身分の廢除のみに關するものではなく、百姓、町人、エタ等の封建的身分の廢止にまで及び、いはゆる「四民平等」の原則を少くとも法制上においては確立したのである。本卷に收むる所の諸文獻は、右の諸身分中の武士の廢止即ち所謂「秩祿處分」の沿革に關する大藏省の調査に係るものである。これらは何れも「秩祿處分」に關する基本的なる文獻であるが、その各につき解説するに先つて、「秩祿處分」の概要を觀察することとする。

第一に將軍家について見る。最大の封建君主にして中央權力者であつた將軍は、周知の如く慶應三年の冬大政奉還を奏上せるも、翌四年正月鳥羽伏見戰爭となり、徳川家は一旦家名を絶つに至つたが、新たに七十萬石を以て駿府に封せられた。之より以後明治二年他の諸侯と共に其封土を奉還し、更に華族に列せられ静岡藩知事に任せられ、爾來各藩と共に同一の處分を受けた。而して徳川氏の家臣等は、維新の變革に際し、皆其所を失ひ、支離滅裂の狀に陥つたが、彼等の行方はおよそ次の三に歸する。即ちその一は維新の始め直ちに歸順を願出でて朝臣となり、其二是徳川氏の駿府

に封せらるゝに際し之に隨從して同地に移住し、後静岡藩士となり、其三は暇を乞うて直ちに農商に歸した。

諸侯は維新後には凡そ二百八十藩あつたが、それは維新の變革過程を通じて漸次國民的統一國家の中に解消された。それと共に諸侯は舊來の各半獨立的封建國家の君主たる地位より半封建的地主又は資本家たる實質をもつ貴族となつた。維新政府の藩組織體廢除及び統一化の第一着手として、明治元年二月諸藩に觸頭を置かれた。同年四月には列藩の租税、戸籍を錄上せしめ、且つ藩主及家臣の江戸に在る家族を悉く藩地に歸らしめ（參勤交代の廢止）、同月列藩に命じて舊習を釐革し、人材を擢用せしめられ（門閥制度の廢止）、又同月には天下を府藩縣の三治に分たれ、府縣には知事以下の職員を置くも、藩は姑く諸侯をして舊に依らしめらる。次いで翌明治二年正月薩・長・土・肥四藩主連署上表して各其封土を奉還せんことを乞ひ、以後諸藩の奉還を請うもの相踵いたが、同年六月には奉還を上請せざるものに對して奉還を命ぜられ、こゝに諸藩の奉還終り、各藩主は各藩の知事に任せられた。之より先、同月從來の諸侯の稱を廢して一般に華族と稱せしめられたが、翌々四年二月元武家の華族は東京府貫屬たるべき旨を命じ、而して同年七月には廢藩置縣が斷行されたのである。

かくして政治的形態としての封建主義が廢除され、諸侯なる封建的上級武士身分は廢止されたのであるが、この過程が同時に諸侯の家臣團の分解を伴つたことは云ふまでもない。

諸侯の家臣團にも種々の階層があつたが、明治二年六月の行政官達は、一門以上平士に至るまで

の家臣等をすべて舊來の稱呼を廢して一般に士族と改稱せしめた。然るに各藩に於て直ちに之を實行するに頗る困難を感じたので、諸藩概ね上士、中士、下士の三級に分け、更に多くの級別を爲した所もあつた。其給祿も右の達により夫々改革する所あつたが、翌三年九月に至り藩制の發布によつて尙又改革を爲さざるを得ざることとなり、殊に今回は士族、卒の外に級あるべからずとの法文にて、是まで上中下士等の區別を設け置いた向は、右の區別を廢し、且當時までなほ未決なりし士分以下の者を大抵卒と改稱した。而して給祿は二年の達により一度改革したが、藩制により藩債支消の方法を講ぜざるべからざることとなり、こゝに又祿制の改革が行はれた。その改革とは要するに削減に外ならず、二年のそれに於ては凡そ四百萬石の削減（幕末家祿總計千三百萬石、二年の家祿總計九百萬石）が行はれた。而して四年七月更に諸藩の秩祿高を取調ぶべき布告が出たが、これによつて調べられた高は約四百九十二萬石であるから、幕末のそれに比し五分の二以下に減じたのである。

しかも以上は所謂秩祿處分の準備段階に過ぎないのであつて、その前後、歸農商者への一時賜金、家祿奉還者への一時賜金、金祿公債處分等の過程を経て家臣團の分解は急激に行はれたのである。歸農商者への一時賜金を與へたのは、明治三年十二月太政官の布令によつて歸農商出願者には賜金として祿高五箇年分を一時に下賜することとしたのが始めである。元來王政復古、藩籍奉還に伴ひ、一方には國民皆兵なる兵制の改革が行はれ、他方には各藩に於ける士族の軍事上の職務が解かれたと同時に、當時維新政府は外國勢力に對する對抗上富國強兵、殖産興業政策を強行する必要に迫られてゐたのであるから、これら士族を農工商業等に從事せしめ、生産者化することは、政府の當然執

るべき方針であつた。されば政府はかゝる希望を有せる者には一時に祿高の何年分かを與へて産業資金となさしめ、以て彼等を就産自活せしめんとしたのである。尙明治四年十二月の布告によつて、華族、士族、卒族の在官の者のほかは、「自今農工商の職業を營み候儀差許され候旨」を達した。それも前述せる政府の方針の表はれに外ならない。然るにこの歸農商者に與へたる資金は、或は他の事に之を費し、之を以て農工商を營んだ者も多くは不成功に終るの有様であつたから、明治四年十二月布告を出して、その賜金を止めたのである。その賜金は大部分は現金、一部は秩祿公債を以てし、その總額約十萬餘圓、之を受けた人員約四千五百人餘、その返還祿高約三萬三千餘石であつた。

家祿奉還は明治六年十二月の布告により華士族家祿賞典祿百石未滿の者に限り奉還を許すとしたのが始めである。而して翌明治七年十一月に至つて、更に家祿百石以上の者へも奉還を許す旨布告した。何れの場合にも永世祿は六箇年分、終身祿は四箇年分を産業資金として現金及び公債證書を以て下渡した。かく現金又は公債を受けた者を仰資奉還と稱したが、七、八、九三ヶ年の仰資奉還の人員は約九萬五千人に及び、之に對する賜金は公債約千六百五十萬圓、現金約千九百三十萬圓であつた。

次に金祿公債處分を見るに、それは前述の處分により殘れる祿の處分である。この處分の前提として先づ明治八年七月の達を以て家祿奉還を止め、九月の布告を以て、米祿を金祿に代へた。次いで九年八月の金祿公債證書發行條例が發布され、その處分が行はれた。その公債證書を支給せる方法は祿の大小並びにその祿が年限祿か、終身祿か、或は永世祿かの區別によりその受ける金額計算

の基礎たる合算年數を異にした。その詳細を述べる餘白をもたないが、永世祿については千圓以上のものは五箇年乃至七ヶ年半分を受け、千圓未滿百圓以上のものは七ヶ年七分五厘から十一箇年分、百圓未滿は十一箇年分から十四箇年分を受けた。その公債に對する利率も金額の多い者には低く、金額の少い者には高くした。即ち五分乃至七分であつた、終身祿については永世祿の年限の二分一だけの分を與へ、他の條件は永世祿と同様であつた。年限祿には、一年分のものには一年分金額を給し、二年分以上の者には永世祿の十分の一・五を給し、又は十分の四を給する等、年限の長いものほど合算年數は多いが、年限の長さの割合には少くなくした。利率は他と同様であつた。この處分により金祿公債を受けた者の數は三十一萬三千餘人で、公債總計は一億七千三百餘萬圓、現金額が七十三萬餘圓であつた。

以上の如き過程を経て、舊時代の武士、明治以後の士族は公債所有者、産業資金所有者となつたのであるが、彼等はかゝる者として永久に留まることはできなかつた。何となれば彼等の大部分は、その新たに得た資金や公債の利子を以て到底永くその生活を維持することが出来なかつたからである。然らば彼等はその後如何なる運命を辿つたか。

徳川時代の武士は軍事に従事するものであつたが、同時に彼等は當時の知識階級でもあつた。而して幕末維新の變革期に當りその主動者となつたのも彼等であつた。従つて明治初年官界においても民間においても指導者の地位に立つた者の多くが士族であつたのは當然であつた。明治初年の官吏の族籍別統計によれば、中央及び地方官廳の官吏の大部分は士族であり、巡查、教員の大部分も

士族であつた。民間に在つても産業の指導者に士族の出身者の者が少くない。しかし乍らかゝる人は約四十萬戸、二百萬の人口を有した士族全體より見れば、その一小部分に過ぎなかつた。其大部分の者はその資金に據つて農商工等に從事する生産者と化したのである。而して政府もこれ等の士族に對しては種々所謂授産の方法を講じた。その一は開墾の獎勵であり、その二は授産金の貸付である。しかし政府の授産政策は決して士族の全部を企業家として自立せしめるには至らなかつた。諸種の事業に赴いた士族の多くは所謂「士族の商法」として失敗に終り、彼等の大部分は終に無産者の群に入り込んで了つたのである。即ち嘗ての武士身分の大部分は近代的不産階級へ解消され終つたのである。

所謂秩祿處分の過程及び舊武士階級の解消の過程を概觀すれば、以上の如くであるが、それらの過程は明治初期の財政・經濟上頗る重大な意義を有することは、云ふまでもないことである。然るにそれに關する文獻は主として大藏省の調査に係るものゝみであつて、從來廣く世間に流布してゐなかつた。今本卷に收録せる「族祿處分錄」、「秩祿處分顛末略」、「秩祿處分參考書」の三者は、此の問題に關する文獻中最も基本的なものであつて、秩祿處分の顛末はこれらによつて詳かに知ることが出来る。

右のうち「族祿處分錄」は、明治元年より同十年十二月に至る皇族、華士族及び社寺に關する祿制處分の法令及びその處分方法を編輯したものである。全篇を法則及び處分の二門に大別し、更に之を族籍、祿制、社寺並びに神官僧侶等に區分し、卷末に三府舊使藩縣諸族家祿賞典祿並に秩祿金

祿配當祿處分に關する員數一覽表及び府藩縣廢合略表を附して參考に供してゐる。大藏省國債局の編纂に係るものであるが、その年は明かでない。しかし同じく國債局において明治十四年に編輯せる「藩債處分錄」が之とほぼ同體裁のものなるより推して、其頃に編纂されたものと思はれる。本書は未だ嘗て上梓せられたことなく、六冊の寫本として傳つたものである。本卷に收録せるは、大藏省文庫所藏本を底本とする。

「秩祿處分顛末略」は、明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法に依る出願に對する處分完了の後、明治初年以來の秩祿處分の沿革と各藩最後の祿制とを調査の上、執務の參考の爲に編纂したものである。本書の編纂の爲に當時の臨時秩祿處分調查局が如何に苦心せるかは、本書の緒言に「或は局員を地方に派出して舊記を探求せしめ、或は舊藩主に照會して所藏の古文書を供覽し、其他各府縣に對し事實を徴し證據を索め、照會往復實に幾十百回なるを知らず」と言へるを以て察すべきである。

「秩祿處分參考書」は、大正十三年大藏省理財局の編纂に係り、秩祿處分關係法令等を網羅輯録せるものである。第一、基本法規、第二、處分訴訟及手續に關する法規、第三、家祿に關する一般法規、第四、賞典祿に關する法規、第五、歸農商及家祿賞典祿奉還に關する法規、第六、祿税に關する法規、第七、國事犯に對する特別處分に關する規定、第八、公債證書に關する法規より成り、最後に該處分に關する十數種の表を掲げる。

明治前期財政經濟史料集成

全21卷

大内兵衛／土屋喬雄編

第一卷

理財稽蹟
松方伯財政論策集

53年11月刊
8500円

第二卷

大蔵省沿革志(上)

53年12月刊
8500円

第三卷

大蔵省沿革志(下)

53年12月刊
5200円

第四卷

歳入出決算報告書(上)

54年1月刊
8500円

第五卷

歳入出決算報告書(中)

54年1月刊
5500円

第六卷

歳入出決算報告書(下)

54年2月刊
6500円

第七卷

地租改正報告書／地租改正例規
沿革撮要／地租關係書類彙纂

54年3月刊
6500円

第八卷

族禄处分録／秩禄处分願
末略／秩禄处分参考書

54年3月刊
8500円

第九卷

藩債处分録／藩債輯録
／旧藩外国通債处分録

54年4月刊
5500円

第十卷

九分利付外国公債紀事／七分利付外国
債発行日記／在欧吉田少輔往復書類

54年4月刊
5500円

第十一卷	準備金始末／準備金始末參考書／紙幣整理始末／明治三十年幣制改革始末概要／明治年間米価調節沿革史	54 8 年 5 10 0 月 0 刊 円
第十二卷	貨幣制度調査会報告／貨幣制度調査会報告付録	54 8 年 5 5 0 月 0 刊 円
第十三卷	明治貨政考要	54 6 年 5 6 0 月 0 刊 円
第十四卷	貨政考要（法令編）	54 5 年 5 6 0 月 0 刊 円
第十五卷	会社全書（上）	54 6 年 5 7 0 月 0 刊 円
第十六卷	会社全書（中）	54 5 年 5 8 0 月 0 刊 円
第十七卷	工部省沿革報告 會計検査院史	54 8 年 5 8 0 月 0 刊 円
第十八卷	興業意見書（上）	54 9 年 0 9 0 月 0 刊 円
第十九卷	興業意見書（中）	54 5 年 5 9 0 月 0 刊 円
第二十卷	興業意見書（下）	54 8 年 5 10 0 月 0 刊 円
第二十一卷	会社全書（下）	54 8 年 5 10 0 月 0 刊 円

明治前期 財政經濟史料集成 第八卷總目次

族祿處分錄	一
-------	---

秩祿處分顛末略	二九
---------	----

秩祿處分參考書	三九
---------	----

族祿處分錄題辭

維新以來凡百ノ國事更革修正スル者勝テ計フヘカラス。而シテ族祿處分ノ國體政務ニ於ケル、最モ其要領タリト謂フヘシ。蓋シ我邦族祿ノ沿革邇乎トシテ夫レ遠矣。上古ハ唯上ニ皇族有リ、下ニ臣民有ルノミ。而シテ苟モ事有ルハ則チ天子躬カラ元帥トナリ、臣民ヲ將ヒテ之ヲ定ム。而シテ國靖ク、民安シシ、海内以テ富強也。大化白鳳ノ際ニ至リ、上下田祿有リト雖モ、皆虛封ニ屬ス。中華以降ハ則チ文武官ヲ分チ、攝籙門流ヲ世ニシ、族祿ノ等漸ク差ス。而シテ征伐ノ事ハ毎ニ之ヲ武官ニ委ス。保元建久而還一活一亂、其權武門ニ積重シ、功賞ヲ邀ヘテ制スヘカラス。海内殆ント武人ノ食祿トナリ、勢遂ニ封建ヲ爲ス。族ノ尊卑、祿ノ厚薄是ヨリシテ愈支分ス。既而慶應三年冬十二月、政權再ヒ鳳闕ニ還リ、幕府ヲ廢ス。是時ニ當リ族祿ノ繁雜ナル最モ甚シ。種族ニハ則チ公卿堂上ト云ヒ、大小名ト云ヒ、官人ト云ヒ、神官ト云ヒ、僧侶ト言ヒ、郷士ト云ヒ、地士ト云ヒ、平民ト云ヒ、穢多ト云フ。而シテ公卿堂上ヨリ大小名僧侶ニ至ルマテ各臣隸有リ。其幕府ニ隸スル者ヲ概シテ高家、旗下、士卒ト云ヒ、大小名ニ隸スル者ヲモ亦士卒ト云ヒ、士卒又種々ノ稱有テ其等ヲ分チ、上士ニ復タ從者有リ。而シテ其尊卑懸隔セル、相見テ資生同シカラサル者ノ如シ。食祿ニハ則チ國郡ヲ併領スル者有リ、鄉村ヲ采食スル者有リ、廩米ヲ分受スル者有リ。而シテ其厚薄相距ル百萬石ヨリ二三口糧ニ至ル。嗟々何ソ繁蕪冗雜ナルヤ。是ニ於テ乎古ヲ鑑ミ、今ヲ照シ、積弊ヲ蕩滌シ、綱紀ヲ更張シ、善美漸

族祿處分錄

ク舉ル。既ニ攝籙門流ヲ廢シ、又大小諸藩版籍奉還ノ請ヲ允シ、公卿堂上大小名ノ稱ヲ止メ、並皆之ヲ華族ニ列シ、其他諸種族ハ總テ之ヲ土族平民ノ二等ニ編定ス。而シテ文武百官ノ登用ハ華土族平民ヲ問ハス、賢ヲ進メ能ニ任ス。是ヲ以テ封建全ク變シテ海内統一シ、種族ノ尊卑繁蕪ナル者唯ミ三族ニ約シ、食祿ノ厚薄冗雜ナル者一ヒ令シテ秩祿公債ト爲ス。若干分再ヒ令シテ金祿ト爲リ、三ヒ令シテ悉ク金祿公債ト爲リ、以テ官俸恩給ノ二ツノ者ニ止マリ、復タ之ヲ世襲スル事無シ。國體之ニ由テ而シテ立チ、政典之ニ由テ而シテ起ル。嗚呼盛ナル矣哉。

是固ヨリ皇運ト時勢トノ然ラシムル所ト雖モ、亦況ク賢良ヲ進メ、定制其宜シキヲ得ルニ由ラスンハアラス。今茲ニ明治元年ヨリ同十二年ニ至ル族祿ニ係ル法則、例規及ヒ處分ノ成績ヲ編修シ、題シテ族祿處分錄ト曰ヒ、以テ維新以來國事改革ノ梗概ヲ考檢參觀スルニ便シ、併セテ政治益進歩シ、國光益煌輝シテ大ニ今日ニ加フル者有ン事ヲ庶幾スト云。

凡例

二

一、此書ハ皇族ヨリ臣民及ヒ社寺ニ係ル種族ト祿制トノ處分ニ於ケル法則成績等ヲ採擇編次スル者ニシテ、族祿處分錄ト云。而シテ之ヲ上下二編ニ分チ、上ヲ法則門ト爲シ、下ヲ處分門ト爲ス。復各ミ分テ三卷ト爲シ、第一卷ハ則チ族籍諸部、第二卷ハ則チ祿制諸部、第三卷ハ則チ社寺及ヒ神官、僧侶族祿諸部ニシテ、族祿裁制ノ事務ヲ追釋考檢スルニ便ス。

一、法則門ハ則チ勅諭御沙汰ヲ始メ、大政官布告等達、行政官、大總督府、鎮將府、辨官、史官、民部省、內務省、大藏省等ノ諸達ヨリ、以上ノ諸省及ヒ司法省等ノ間ニ於テ往復セル文章其他規則、指令、決議ニ至ル者ニシテ、分テ十部ト爲シ、直ニ原文ヲ謄錄シテ敢テ一字ヲ左右セス。

一、各部中又其條款ノ旨義ニ隨ヒ大旨標掲ノ上ニ、第一第二等ノ字ニ輪廓ヲ施ス編號ヲ冠シテ之ヲ分チ、年月ヲ追テ其類例、沿革、増補等ニ係ル者ヲ附錄シ、要旨撮擧ノ上ニ、類例ノ略記ヲ用ヒタル類一、類二等ノ字ニ輪廓ヲ加ユル者ヲ冒シ、以テ參考ニ便ス。故ニ第一ノ類例ト第二、第三等ノ類例トハ互ニ年月ノ前後ニ拘ハラサル者ト知ルヘシ。

一、各項編號ノ下ニ勅諭、御沙汰並官省等ノ名稱ヲ記シ、發布、裁定等ノ年月日ヲ註ス。然レモ太政官ニ係ル者ハ告達、指令共其名稱ヲ略シ、內務大藏司法ノ三省ニ係ル者モ亦省ノ字ヲ略シ、而シテ其月日詳カナラサル者ハ姑ラク闕疑ノ例ニ依ル。

一、太政官布告達四年以上番號ナシ、五年以降番號アリ。之ヲ記ス。然レモ六年以上ニ於テ間々告達ノ甄別ナラサル者アリ。敢テ私見ヲ以テ之ヲ定メス。

一、處分門ハ則チ該事務ノ成績中ニ就キ其文書ヲ採擇譯述シテ之ヲ類集シ、分テ十有七部ト爲シ、每一部中、年月ヲ追テ叙次シ、別ニ類例ヲ立テス。而シテ各項大旨撮擧ノ上ニ編號ヲ冠スルコト、法則門ノ如シ。然レトモ一事件ニシテ數回ノ稟候、指令ヲ重ナル者有テ、其完結ノ時日ニ至テハ甲乙前後スルアリ。勢已ムヲ得サルナリ。

一、一事件ニ於テ申稟、指令數次ヲ重ナル者ハ每次必ス其年月日ヲ掲記シ、若シクハ分註シ、原書ヲ搜索スルニ便ス。但シ原書ニ於テ月日詳カナラサル者ハ亦之ヲ闕疑ノ例ニ置ク。

一、各廳稟文中、或ハ舊藩縣名若シクハ願人ノ申牒、願狀等ニ於テハ該事實ト主義トノ通徹明解シ易キ者ニ由テ之ヲ譯述シ、或ハ各廳ノ稟文ヲ採リ、或ハ舊藩縣若クハ願人ノ申牒、願狀等ヲ取リ、其繁蕪重複ナル者ハ之ヲ節略省約シ、必スシモ悉ク原文ヲ掲ケス。勉テ檢閱ノ簡便ナルヲ要スル故ニ或ハ唯其要旨ノミヲ扶摘、撮擧スル者アリ。看官之ヲ諒セヨ。

一、該事務ニ係ル簿書ノ浩瀚ナル、汗牛充棟ニシテ容易ニ涉獵スヘカラサルヲ以テ、素ヨリ悉ク之ヲ列舉スルニ非ス。凡ソ數ヲ推シ例ヲ拾ヒ、又必スシモ其數ヲ定メス。各部中ニ於テ少キハ六項ニ止マリ、多キハ二十一項ニ至ル。要スル所法則門ト相照シテ以テ其梗概ヲ見ルニ足ルニアリ。

一、法則門ハ明治元年ニ昉リ同十二年七月ニ迄ル。處分門ハ同四年